

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の招集時期を定める規則

平成19年8月10日

規則第15号

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の定例会は、毎年2月及び10月にこれを招集する。ただし、広域連合長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。